

神戸市養育費に関する保証会社の利用費補助金事業実施要綱

(目的)

第1条 養育費の支払いについて当事者以外の第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立て替え、督促する養育費保証契約を保証会社と締結する際の本人負担費用(保証料)を補助することにより、ひとり親家庭の母又は父(現に子を扶養している方)の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は神戸市とする。

(対象者)

第3条 対象者は、神戸市内に住所を有し、交付申請時において、母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項又は第2項)に定める配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。)であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において「児童」とは、二十歳に満たない者をいう。

- (1) 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している者
- (2) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (3) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- (4) 過去に養育費に関する保証会社の利用費補助金を受給していない者

(補助経費及び補助額)

第4条 補助経費は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用とする。

- 2 補助金の額は、前項に定める経費のうち月額養育費と5万円を比較して少ない方の額とし、交付する。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、養育費の保証契約を締結した日(令和2年4月1日以降の日に限る)の翌日から6か月以内に、必要な書類を添付して、市長に申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

- 2 市長は、前項による申請があったときは、交付対象の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により支給の決定を受けた者は、原則として、支給決定日の翌日から起算して1か月以内に、必要な書類を添付して、市長に保証会社の利用費補助金の支給を請求するものとする。
- 4 市長は、前項による請求があったときは、すみやかに支給するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容に不服があるときは、当該申請者が前条の規定による通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。ただし、市長等は必要があると認める時は、当該期日について別段の定めをすることができる。

(事情変更による決定の取り消し等)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の事情が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(返還請求)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を請求することができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により給付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に反したとき。

(その他)

第9条 この要綱の施行に際して、必要な事項は、主管局長が決める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。